

# 古文孝経の訓読における字訓について

松 本 光 隆

## 目 次

はじめに

- 一、鄭玄注孝経と孔安国注古文孝経における訓読の異同
- 二、御注孝経と孔安国注古文孝経における訓読の異同
- 三、孔安国注古文孝経諸本における訓読の異同
- 四、仁治本古文孝経の訓読における字訓について  
おわりに

## はじめに

孝経は、上代より読まれた書であつたらしく、令には、

○孝経ニハ 孔安國。鄭玄注。(国史大系・令義解卷三学令)

とあり、古文孝経孔安国注と今文孝経鄭玄注とを定めている。時代が降つて貞観二年(八〇六)には、御注孝経が採用されることとなる。<sup>(1)</sup>御注孝経は、侍読にも用いられたらしく、孔安国注の古文孝経と共に、平安鎌倉時代を通じて訓読されたものであらうと考えられる。

日本国見在書目録には、「七孝経家」として、

孝経一卷孔安国注梁末亡 逸今疑非古文 注鄭玄 疏三卷皇祐撰 述議五卷劉炫撰 去惑一卷同撰 私記二卷周弘撰 正義二卷  
希古 新撰 疏拾遺一卷 疏三卷皇祐撰 述議五卷劉炫撰 去惑一卷同撰 私記二卷周弘撰 正義二卷  
等撰 抄一卷孔穎達撰 玄一卷 策二卷 疏三卷元行冲撰 女孝経一卷班婕妤好撰 酒一卷 武一卷印は合点 以  
 下の用例についても同様。

の記載があり、二十の書名が認められるが、逸書も多く、どの書が孝経の訓読と密接に関係したものをかを確定することが困難ではある。しかし、現在の有注の孝経訓点資料や、現在の孝経に書入れの存する古文孝経述議・孝経疏などは、訓読と密接に関連していたものと考えられる。右の他に、古今集注孝経が存していたようであるが、逸して伝わらない。以下、現在の孝経諸注の訓点資料、即ち、孔安国注古文孝経・鄭玄注孝経・御注孝経の三種の有注孝経の訓読を比較して、注文と正文訓読との問題を考え、更に、古文孝経訓点資料数本の訓読法の比較と、古文孝経における訓読の方法を考察しようとするものである。

一、鄭玄注孝経と孔安国注古文孝経における訓読の異同

鄭玄注を有する孝経の訓点資料は、多くは伝わっていないが、群書治要所載の孝経は、鄭玄注であつて、金沢文庫本群書治要巻第九所載の孝経は、正嘉元年（一二五七）清原教隆加 points の鎌倉時代における鄭玄注孝経の訓読を伝えるものである。この金沢文庫本群書治要巻第九鄭玄注孝経正嘉元年点と、孔安国注古文孝経、今、仁治本古文孝経とを比較して、鄭玄注孝経の訓読を考へることとする。当然ながら、比較は正文の訓読について行うこととする。

金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点と仁治本古文孝経の正文の訓読を比較すると、

- ① 分ワカツ 地ツチ 之ノ 利キ （金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点49）
- 就ツク 地ツチ 之ノ 利キ （仁治本古文孝経25）

古文孝経の訓読における字訓について

の如き異同が認められる。この異同例は、金沢文庫本群書治要所収の鄭玄注孝経の正文と仁治本古文孝経の正文との用字そのものの異同に起因する訓読の異同であり、金沢文庫本群書治要の用字「分」と仁治本古文孝経の用字「就」の訓と、それに伴って、「利」に添えられた読添語が異なる例であると判断される。両資料の正文の異同が原因で生じたものと判断される訓読の異同は、

② 以<sup>テ</sup>訓<sup>ニ</sup>順<sup>ニ</sup> 天下<sup>ニ</sup>、(金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元元年点5)

以<sup>テ</sup>訓<sup>ニ</sup> 天下<sup>ニ</sup>、(仁治本古文孝経64)《類例二例アリ》

③ 雖<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup> 之<sup>ヲ</sup>、君子<sup>ハ</sup>所<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>責<sup>ム</sup> 貴<sup>ト</sup>、(金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元元年点108)

雖<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup> 之<sup>ヲ</sup>、君子<sup>ハ</sup>所<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>責<sup>ム</sup> 貴<sup>ト</sup>、(仁治本古文孝経377)

などの例が認められる。これらの他に、金沢文庫本群書治要所載の孝経正文には、仁治本古文孝経には存する部分が認められないなどの正文の異同が原因で、成立した訓読が異なる場合が存している。これらの訓読の異同は、正文の形態の異同そのものに起因するものであると判断される。

右の他に、両資料間には、読添語の異同が認められる。

④ 不<sup>レ</sup>離<sup>ル</sup> 其身<sup>ヲ</sup>、(金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元元年点27)

不<sup>レ</sup>離<sup>ル</sup> 其身<sup>ヲ</sup>、(仁治本古文孝経144)

⑤ 在<sup>レ</sup>醜<sup>ニ</sup>而<sup>テ</sup>争<sup>ム</sup> 兵<sup>ヲ</sup>、(金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元元年点124)

在<sup>レ</sup>醜<sup>ニ</sup>而<sup>テ</sup>争<sup>ム</sup> 兵<sup>ヲ</sup>、(仁治本古文孝経148)

先述の①②の例における読添語の異同は、両資料間の正文の異同に起因するものと考えられるが、右の例の如き類の読添語の異同は、その原因を正文の異同に求められず、又、鄭玄注・孔安国注の注文内容にも求められないものである。

読添語の異同例の中で、

⑥ 天地明察（ミシテ） 神（シテ） 明彰（アラハル）〔矣〕（金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点166）

天（チ） 地（チ） 明（ミ） 一（ヒト） 察（サツ）、鬼神（キウエン） 章（チヤウ）〔矣〕（仁治本古文孝経504）

の如き例については、金沢文庫本群書治要の鄭玄注には

○ 事（シ） 天（テン） 能（ノウ） 明（メイ） 事（シ） 地（チ） 能（ノウ） 察（サツ）。徳合（トクカフ） 天地（チチ）、可（カ） 謂（イハレ） 彰（チヤウ）〔也〕

とあるが、仁治本古文孝経の孔安国注には、

○ 章（チヤウ） 著（チヤク） 也（ヤ） 天地（チチ）、售（セ） 明（メイ） 一（ヒト） 察（サツ）〔則（スナハチ）〕鬼神之道（キウエンノチノミチ）、不（ス） 得（トク） 不（ス） 著（チヤク）〔也〕（以下略）

とあり、注文の読解が原因となる読添語の異同例であろうと判断される。

右以外の訓読の異同項目としては、

⑦ 要（ヨウ） 君（キミ） 者（シヤ） 亡（シユ） 上（シヤウ）（金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点127）

。要（ヨウ） 君（キミ） 者（シヤ） 亡（シユ） 上（シヤウ）（仁治本古文孝経431）〔「要」字ノ「は」ヲ撤消セルカ〕

の如く、漢字音の声調に関するもの、助字の訓法、実詞訓の音便形・非音便形の異同などや、

⑧ 無（ム） 念（ネン） 尔（ニ） 祖（ソ）（金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点14）

亡（シユ） 念（ネン） 尔（ニ） 祖（ソ）（仁治本古文孝経104）

⑨ 身（ミ） 無（ム） 擇（タク） 行（コウ）（金沢文庫本群書治要孝経正嘉元年点35）

身（ミ） 無（ム） 擇（タク） 行（コウ）（仁治本古文孝経168）

の如き、表記上の異同、句読の異同が散見される。これらの異同のうちで、鄭玄注孝経・孔安国注古文孝経の正文・注文の形態と関係すると考え得る異同は、⑨例の句読の異同例で、鄭玄注孝経は挙例の後に正文が続くものであるのに対して、孔安国注古文孝経では孔安国の注文が存するという本文の形態上の相違に起因するとも考えられる。今一つ、注文・注釈書等に依って行われた注釈活動の異同による訓読上の異同例とも考え得るものは、字音に関する異同例である

う。以上の二項以外の異同例に関しては、注文・注釈書等に依って行われた注釈内容に基づく注釈活動の異同や、両資料間に存する本文の様態の異同などの外在要因に起因するものではなく、訓読を行う言語主体の側の内在要因に依るものであると考えることができる。

両資料間の訓読上の異同には、実詞訓の異同が存する。

⑩形イトル アハル注意 〔于〕四海ニ 〔上欄刑ナゲ〕（金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点19）

○形イトル 見也（同右・鄭玄注）

刑イトルニ〔於〕四海ニ（仁治本古文孝経120）

○刑イトル（平）法也（同右・孔安国注）

⑪兼タルハ アハセタルハ注意 之ヲ（者）、父ナリ（也）（金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点42）

○兼タルハ 并也（同右・鄭玄注）

兼カネタル之ヲ者ノハ父ナリ（也）（仁治本古文孝経192）〔兼「字ノ」は「ヲ」擦消セルカ

⑫則ノトリ 天ニ（之）明（音）（金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点59）（「音」は注意）

○則ノトリ 視也（同右・鄭玄注）

則ノトリ 天之ノ明（平）、（仁治本古文孝経250）

⑬陳ノフルニ（之）以テシ徳ヲ義ヲ而テ（金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点65）（「之」は注意）

陳シクニ〔之〕以シ徳ヲ誼ヲ而テ（仁治本古文孝経264）

○陳チンハ（平）布（ホ）也（同同右・孔安国注）

⑭有ルトキンハラホイナル 覺（平） 徳（ホ）一行（ホ）、（金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点83）

○覺 大也 (同右・鄭玄注)

有ニ 覺 徳一行、(仁治本古文孝経318)

○覺 直也 言先王、行 正 直之徳 (則) (以下略) (同右・孔安国注)

⑮ 匡クワン救スツフ 其 惡アク。(金沢文庫本群書治要・孝経正嘉元年点177)

匡クワン救スツフ 其カクの 惡アク。(仁治本古文孝経600)

⑩⑪の例は、金沢文庫本群書治要所載の孝経正嘉元年点では、右傍訓が、孔安国注を有する仁治本古文孝経の訓と一致し、金沢文庫本群書治要孝経が有する鄭玄注に依つて案じられたと認められる訓は、左傍に「注意」と注記を付されて並記されている。⑬は、金沢文庫本群書治要の孝経の鄭玄注に「陳」字の注文がなく、御注孝経には注文が存してこの訓読と一致する。仁治本古文孝経では、孔安国注に依つたものであろうと判断される。⑭の異同は、各々、鄭玄注・孔安国注に依つたため生じた異同であろう。⑮は、金沢文庫本群書治要孝経の右傍訓に添えられた「古説」の意味するところが明確ではないが、「古文孝経説」とすれば、右傍訓として、古文孝経の訓を、左傍訓として御注孝経による訓を配したことになる。但、右傍訓に対応する古文孝経の孔安国注注文は確認できない。

以上、鄭玄注を有する金沢文庫本群書治要孝経正嘉元年点と仁治本古文孝経との訓読の異同を取り上げて比較を試みたが、金沢文庫本群書治要所載の孝経正嘉元年点、鄭玄注今文孝経であるという本文自体の性格や、鄭玄注の訓読への利用などが原因で仁治本古文孝経の訓読との異同が存するものと認められる例を指摘することができるもの、仁治本古文孝経の訓読と比較的に良く一致するという側面も見逃せない。

更に、次節に触れるが、京都大学図書館蔵御注孝経鎌倉初期点の訓読と金沢文庫本群書治要孝経正嘉元年点を比較すると、⑩より⑭までの金沢文庫本群書治要孝経の右傍訓と⑮の「御説」と注された左傍訓は、御注孝経鎌倉初期点の訓

読と一致するものであり、群書治要所載の孝経と御注孝経が共に今文孝経であることや御注孝経の成立事情を考え合せれば、両者の訓読における影響關係を想定することも容易であろう。但、御注孝経の平安鎌倉時代の加點資料の伝存が限られている現在では、確言を避けるべきであろうが、御注孝経鎌倉初期点には、異訓並記が多いにも拘らず、金沢文庫本群書治要孝経正嘉元年点では、そのいずれにも合わず、仁治本古文孝経の訓読に一致する例が散見されることや、⑨に対応する御注孝経鎌倉初期点は、

○身に無ニ擇ヘキ。行（五）（64）

言一行皆合フ（於）法（六）道（二）所（三）以（ナリ）無ニ可（キ）擇（也）（御注）

とあり、「擇」字についての読添語の典拠を御注注文に求められると判断されるが、金沢文庫本群書治要孝経正嘉元年点の訓読は、仁治本古文孝経の訓読に合うなどの例を検討すると、金沢文庫本群書治要所載の孝経の訓読に際して、孔安国注の存する古文孝経や、御注孝経の訓読を根底に据えて、群書治要自体に存する鄭玄注は、適宜、参照するという形式で訓読が行われたものであろうと推定される。この様な訓読の様相は、当時の鄭玄注孝経の訓読の在り方を示したものであろうと考えられる。令に定められた鄭玄注は、貞観二年に廃され、以後、孔安国注・御注が用いられることとなるが、金沢文庫本群書治要の訓読の様相は、本邦における孝経訓読史の歴史的経緯に原因を求めることができると考えられる。

## 二、御注孝経と孔安国注古文孝経における訓読の異同

京都大学図書館蔵御注孝経は、紙背に承久三年（一一二二）清原宣景の文書の存するもので、鎌倉初期加點の資料と推定される<sup>(5)</sup>。完存の資料ではないが、第一章より第九章の途中までと第十六章の末尾より第十八章の途中までを伝え、

異訓並記の多い資料である。御注孝経鎌倉初期点と孔安国注仁治本古文孝経の正文の訓読を比較することとする。  
御注孝経鎌倉初期点には、

○以て順するに天下に、(31)  
古訓\*シトキニ  
フシフシトキニ

○古此章号／孝平(86上欄注)

の書入校合注記が存して、古文孝経と校合したことが知られるが、更に、前者例に対する御注注文は

○能レ順レ天下人心に、(32)

と訓読されている。当該の正文の訓読に対応する金沢文庫本群書治要孝経正嘉元年点・仁治本古文孝経の訓読例は、前節②例の如きであつて、孔安国注に「訓教也」の注文が存するものであることを考えれば、御注孝経鎌倉初期点の右掲左傍訓は、古文孝経の訓読より出たものであらうと考えられ、御注孝経鎌倉初期点では、訓読に際して古文孝経の訓読が参照されたものであらうと認められる。

正文の異同に依る訓読の異同、音読・訓読の異同、助字の訓法や表記上の異同例等を措き、字訓の異同例には次の如きものが存する。

〔御注孝経鎌倉初期点〕

所なり由シテ生ナル、(44)  
シタカフ \*イツニルカ  
。悪ニシテ去ル、(44)  
ハヤク オホキ  
ワトセ  
夙ニ興ス、(79)  
レニ  
是レニ、(93)

〔也〕(35)

〔仁治本古文孝経〕

所なり由シテ生ナル、(79)  
所ニ 孰生  
。悪ニシテ去ル、(110)  
ニシテ  
夙ニ興ス、(210)  
レニ  
是レニ、(244)



不オホシセ嚴テ而シカウシテ (95)

而シカウシテ (98)

遺ワスルコト (98)

陳シクニ之シ (99)

不イソカ爭アラソハ (100)

具ミナニ (103)

遺ワスレ (107)

覺オホイナル (123)

加マサルコト (126)

本ツクレハナリ (143)

匡タハシ救スヤム (156)

容ツクルコト (162)

言モノイフコト (162)

不シテ安カラ (163)

不カ甘カル (164)

不サレども嚴イツシカラ而シカウシテ (而) (256)

而シカウシテ (262)

遺ノコスコト (262)

陳シクニ之シ (264)

弗ナ爭アラソハ (266)

具ミ (279)

遺ワスレ (290)

覺クハシキ (318)

加フルコト (322)

本モトナレハナリ (351)

匡タハシ救スクフ (600)

容カタチツクルコト (620)

言イフコト (622)

弗ナ安ヤスシセ (623)

弗ナ甘アマカラ (627)

不過<sup>4</sup> (167)

不<sup>4</sup>過<sup>4</sup> (636)

以上の如き例が認められる。御注孝経鎌倉初期点の並記訓の一方が、仁治本古文孝経に認められるものも存するが、右掲例、第八例・第十二例は、御注孝経鎌倉初期点に並記訓がなく、仁治本古文孝経との異同は、御注孝経鎌倉初期点の御注に、仁治本古文孝経は孔安国注に従った異同例と認められる。御注孝経鎌倉初期点の第二例左傍訓は、天理図書館蔵古文孝経正安四年点に記載のある中原家訓と対応するもので、御注孝経鎌倉初期点の異訓並記や、仁治本古文孝経との異同例には、種々の事情を異にしたものが混在するものであろう。

御注孝経鎌倉初期点には、字訓に限らず、異訓・異説の並記例が多く、仁治本古文孝経との比較からは、右掲第十五例の如く、古文孝経の訓読に認められるものが比較的良く採られているのに対して、仁治本古文孝経では、古文孝経孔安国注に対する御注の異説に依ったと認められる御注孝経鎌倉初期点の訓読はもとより、御注孝経鎌倉初期点の異訓並記例も、その一つに合うものが認められるのみで、孔安国注に従う単一の訓読が表出しているものであろうと推定される。

読添語の異同についても、前節最後掲例の「ベシ」の読添語の異同例や、

○以<sup>テ</sup>順<sup>ヲ</sup>、則<sup>ニ</sup>逆<sup>ニ</sup> (音)、(御注孝経鎌倉初期点149)

行<sup>フ</sup>教<sup>ヲ</sup>、以<sup>テ</sup>順<sup>ニ</sup>人<sup>心</sup>今<sup>イ</sup>自<sup>ミ</sup>逆<sup>ス</sup> (之) (則)、下<sup>シ</sup>無<sup>シ</sup>所<sup>ニ</sup>法<sup>ヲ</sup>、則<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup> (也) (同右・御注)

以<sup>テ</sup>訓<sup>ヲ</sup> (則) 昏<sup>ニ</sup> (仁治本古文孝経31)

故<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>訓<sup>レ</sup>民<sup>ヲ</sup> (則) 昏<sup>ニ</sup>亂<sup>ス</sup> 之<sup>ノ</sup>には<sup>ニ</sup>教<sup>ヲ</sup> (志) (則) 民<sup>無</sup>所<sup>ニ</sup>取<sup>ル</sup>法<sup>ヲ</sup> (矣) (也) (同右・孔安国注)

などの例が認められ、右掲例は、正文そのものの異同と、正文と注文との対応に依って読添語等の異同が生じたものであろうと認められる。

以上の如く、古文孝経には孔安国注を、御注孝経には御注を利用することより生じた異同例が、それぞれの正文訓読の特質として表出しているものも認められるが、御注孝経鎌倉初期点には、古文孝経の訓読も良く採られていると認められる。御注孝経における以上の状況が、一般的なものであったか否かは、御注孝経訓点資料の現存が限られる現状では確定できないが、以下にも述べる如く、仁治本古文孝経では認め難いものの、古文孝経諸本の中には、御注孝経の訓読が参照されたと認められるものも伝えられており、相互に参照されて各々が訓読されたことは、考え及ぶところである。

### 三、孔安国注古文孝経諸本における訓読の異同

以下、孔安国注を有する古文孝経訓点資料の間の正文の訓読の異同を取り上げることとする。比較に当たっては、諸本各々と仁治本古文孝経とを比較するという方法を用いた。

#### 1、猿投神社蔵古文孝経建久六年点

猿投神社蔵古文孝経建久六年点は、清原頼業の訓読を伝える資料かと言われるもので、建久六年の書写奥書の存する現存孝経訓点資料中最古の資料である。本文には、墨仮名・朱仮名が存して、異訓並記の例も多い。以下、仁治本古文孝経との比較を行うが、音読・訓読の異同、注釈書・注文の利用における注釈活動の異同には関らないと判断される読添語・助字の訓法の異同、音便形・非音便形等や表記上の異同を除く字訓を中心として両資料間の訓読の異同例について掲げることとする。

#### 字訓の異同

〔建久六年点〕

曰マウサク〔朱〕 (9オ1)

〔仁治本古文孝経〕

曰マウサク (75)

生ナレル (9オ3)  
 後ノ世ヨキニ (9ウ5)  
 刑ク (11ウ4)  
 蓋アケシ (12オ1)  
 蓋アホムネ (13ウ1)  
 富トヒをムネ (13オ2)  
 慶ヨロコビ (12オ2)  
 不溢サア(七フ下池サ)上ヒ (12ウ5)  
 薄ウスキ | 氷ヒを (13ウ4)  
 陳シクに (22オ3)  
 興オコシテ 行ツ (22オ3)  
 哀アイをシミア (平) (23オ2)  
 具ミナ (平) (23オ2)  
 加ハルこと (26ウ2)  
 不サレとも 嚴イツクシウセ (29オ1)  
 不アラカハ 爭アラカハ (33ウ3)

生なま (80)  
 後の世よ (92)  
 刑く (120)  
 蓋アホムネ (123)  
 蓋アホムネ (145)  
 富トヒを (140)  
 慶ヨロコビ (125)  
 不溢サア(七フ下池サ)上ヒ (137)  
 薄ウスキ | 氷ヒを (149)  
 陳シクに (264)  
 興オコシテ 行ツ (264)  
 哀カナシヒを (407)  
 具ミナ (279)  
 加ハルこと (323)  
 不サレとも 嚴イツクシカラ (351)  
 不アラカハ 爭アラカハ (415)

争アライフ (カフ) ときは (33ウ5)

争カフ (アラカフ) (二) (44ウ2)

争カフ 友 (45ウ2)

亡ナイカシロスルナリ (34ウ5)

者ヒトは (37ウ2)

章アラハナリ (40オ4)

可シウ 移ル (42オ1)

可ル 移ル (42オ3)

可ル 移ル (42オ5)

統チ (43ウ1)

言モノイウ (49オ5)

不ナ 過ス (50ウ1)

享マツル (51ウ3)

事ツル (52オ5)

争アライフ ときは (48)

争カフ (560)

争カフ 友トモ (574)

亡ナイカシロスルナリ (431)

者(モ)のは (467)

章アラハル (504)

可シウ 移ル (525)

可ル 移ル (527)

可ル 移ル (530)

統チ (546) (上欄注アリ) (6)

言イフ (622)

不ナ 過ス (636)

享マツル (651)

事こと (659)

字訓の異同例は、右の如きものが存するが、右掲例中、注文の解釈上の根本的な異同や、御注孝経など他の孝経の訓読と関わりと判断されるものは、第十一例・第十四例で、当該例の建久六年点における合点付和訓は、京都大学図書館蔵孝注孝経鎌倉初期点に確認される訓読である。読添語の異同例についても、

〔建久六年点〕

蓋：孝<sup>ナリ</sup>（也）（13ウ1）  
\*ナラシ

〔仁治本古文孝経〕

蓋：孝<sup>ナリ</sup>（也）（145）  
ヲカメナ

の如き例では、建久六年点の合点付の訓法は、御注孝経鎌倉初期点に認められるものであり、古文孝経諸本には一般的に認められないものである。このような例から、古文孝経建久六年点においては、御注孝経の訓読が参照された可能性が高いものと認められるが、建久六年点においては、仁治本古文孝経の訓読と一致する訓・読添語に並記する形で加点されたものである。

先掲の比較例中、第二例は、建久六年点に二訓が並記されているが、古文孝経の本文自体に存する異文が原因で生じた訓読上の異同であろうと判断される。問題となる正文に対する孔安国注を索すると、

○所<sup>ナリ</sup>ニ從<sup>シ</sup>出<sup>ル</sup>（也）（建久六年点）

○所<sup>ナリ</sup>ニ從<sup>シ</sup>生<sup>ル</sup>（也）（仁治本古文孝経）

とあり、古文孝経訓読の拠所となる孔安国注注文に異文が存したようで、書陵部蔵永仁七年点・元徳二年点などにも異文注記が存しているものである。

以上の御注孝経の訓読や、孔安国注注文自体の異文に起因すると認められる異同例を除いた異同例は、正文訓読の拠所となつたと考えられる現存の孝経諸注に対応する注文が存しないか、又、存しても正文と同一の用字であつて、訓読の異同が、依拠注釈書の異同とは関連しないと判断される場合か、孔安国注に対応する注文が存しても、その注文に依つて案出される訓読が、同一の注文を利用して訓読される過程において生じた異同例であろうと判断される場合とであり、両資料間の訓読の異同が、そのまま利用注釈書の異同と直接関連するものではないと考えられる。後者の場合、先掲第四例に対する孔安国注は、

○刑（平） 法也 百姓、被（カクワリ） 其德（ノキ）、四海、法（ス） 其教（セ）。（仁治本古文孝経）

とあり、両資料の訓読の異同は、共に孔安国注に依るものと判断されるが、注文の理解から、訓読の當爲に至る間の和語の撰択等の思考過程が異なると考えられる如きである。

以上、古文孝経建久六年点と仁治本古文孝経とにおける訓読の異同は、建久六年点に御注孝経の訓読を並記した可能性が認められるものの、同一箇所には、仁治本古文孝経と一致するものも存し、他の異同例も、基本的には古文孝経の訓読に孔安国注を用いたことから逸脱する異同例とは認められない。

## 2、三千院藏古文孝経建治三年点

建治三年（一二七七）の書写加點奥書の存する古文孝経で、清原家の訓読のうち、京都方の訓読の特徴を伝えるものであると言われる。（9） 仁治本古文孝経の訓読を比較すると、その異同例は、建久六年点と仁治本古文孝経との比較の異同例と大同である。

- 何（イ）（79）・仁治本「何」（イ） ○疏（シカカテ）（81）・仁治本「疏」（シカカテ） ○生（イツル）（81） ○形（キリトス）（104） ○蓋（オホムネ）（106） ○慶（ヨキヒト）（平）  
（ミナ） ○具（トモナ）（203） ○加（ハレヒト）（230） ○畏（おそ）（應患ソリ）（ヒト）（而）（ヒト）（272）・仁治本「畏而」（オソ） ○争（アラソハ）（287） ○争（アラソハ）（289） ○  
（ミタルハ、ヒト） 亂（ミダレ）（289）・仁治本「亂」（ミダレ） ○亡（ナイカシロ）（298） ○者（モノ）（319） ○章（チヤウ）（340） ○移（ユル）（音）（オホ）（346）  
（ミダレ） ○耶（カ）（371）・仁治本「耶」 ○弗（フ）樂（ガク）（413）・仁治本「弗樂」 ○毀（ヤスル）（上欄）、「毀（ヤスル）」（イ）（418）・仁治本「毀」  
（オホ） ○過（スグ）（420）

字訓についての異同例は右の如きものが存しているが、並記例が主で、建久六年点の記載と良く通じ、建治三年点の並記例の一方は、仁治本古文孝経の訓読に合う。以上の異同例を検討する限り、訓読の異同が、孔安国注以外の別の注文

に依つたために生じたと積極的に認められる異同例は並記例を除き存在しないと判断される。但、既述の如く、御注孝経の訓読で、注文の注釈内容の異同そのものが関係しない御注孝経に認められる訓が存する可能性もあるが、これを否定するものではない。

### 3、書陵部蔵古文孝経永仁七年点

書陵部蔵永仁七年点は、仁治本古文孝経と同様に、関東方の清原家の訓説を伝えるものであると言われ、<sup>(10)</sup> 両資料の訓説を比較すると細部に互るまでよく一致する。字訓についての異同の確例は、「争」(40ウ1・仁治本「争」)の一例で、異同例そのものについては、補写部を除いて、表記上の異同一例と説添語の異同二例、若干の助字の訓法が異なるのみである。

### 4、東洋文庫蔵古文孝経延慶元年点

東洋文庫蔵延慶元年点は、前半十章までが清原家関東方の、十一章以降が清原家京都方の訓説の特徴を伝えるものであると言われる。<sup>(11)</sup> 仁治本古文孝経との異同例は、建久六年点・建治三年点と仁治本古文孝経との異同例とは様相を異にするものも認められるが、字訓についての異同例は、

- 曰(11オ5) ○疏<sup>マ</sup>(10ウ4) ○後世<sup>ツキ</sup>(11ウ5) ○中<sup>オカ</sup>(12オ3・仁治本「中」) ○者<sup>ヒト</sup>(13オ5・仁治本「者」)
- 慢<sup>「ト」(米) アナラ</sup>
- 13ウ2・仁治本「慢」( ) ○在<sup>ア」(米) て</sup>(15ウ1・仁治本「居」) ○不<sup>トモ</sup>・嚴<sup>イツクシカラ</sup>(25ウ5・仁治本「不」・嚴) ○夫<sup>コトキナルカ</sup>
- 然<sup>カ</sup>故(30オ4・仁治本「夫」然<sup>コトヲモルカ</sup>故<sup>カ</sup>) ○生<sup>ムマ</sup>(33オ5・仁治本「生」) ○嚴<sup>イツクシクセ</sup>(33ウ5) ○畏<sup>オソ</sup>( )
- (36オ2・仁治本「畏而」) ○争<sup>アソクハ</sup>(39オ3) ○弟<sup>オト</sup>(43オ3・仁治本「弟」) ○者<sup>ヒト</sup>(43ウ3) ○躡<sup>オシ</sup>(50オ
- 4) ○争<sup>カ</sup>(52ウ2・以下類例略) ○弗<sup>オチイ</sup>・陷<sup>オチイ</sup>(53オ1・仁治本「弗」・陷) ○補<sup>オキアハン</sup>(54ウ3・仁治本「補」)



などの異同例である。以上の異同例については、仁治本古文孝経の訓読に合う訓が並記されていない場合が多いが、依拠したと認められる注が異なると積極的に認められる異同例は存しない。

### 5、天理図書館蔵古文孝経正安四年点

天理図書館蔵正安四年点は、清原家京都方の訓説を伝えるものであると言われ、同資料中には、中原家の訓説が並記されており、その意味で貴重な資料であると言われる。<sup>(13)</sup> 清原家に対する中原家訓の整理は既に先学の行われたところであるが、<sup>(14)</sup> 両家の訓読法の異同例中、正文の字訓の異同例は、

○弗スズテ敢ズテ悪ヒ ウツシヤ ウツシヤ〔於〕人ヒ (126・仁治本「悪」)

の一例で、孔安国注・御注・孝経注疏・鄭玄注を索する限り、孝経専用の注釈書の異同から生じた異同であると確定できない。中原家訓注記の存する異訓並記例は、概して孔安国注の許容範囲に納まるもので、孔安国注に対する異訓に基づいたものではないと判断される。

右以外の異同例は、概ね先に比較を重ねた仁治本古文孝経と諸本との異同に重複するものであるが、字訓の異同として、重複しないものには、

○弟オト (405・仁次本「弟ラト」) ラト ラト ○不オカ通セ耶カ (408・仁治本「不カ通セ耶カ」) カ カ ○安イケンカ (505・仁治本「安イツケンカ」) カ カ

の例が存する。

### 6、書陵部蔵古文孝経元徳二年点

書陵部蔵元徳二年点は、奥書に、清原定康・頼業、大江通景、藤原忠長、藤原長英の人名や、中家本の文字が見えるもので、孝経述議等の書入れも多い。書入れには、師説が存することで知られるが、師説は元徳二年点においては、いづれも孔安国注の注文に対するものであることが注意される。

字訓の異同例は、概ね既述のものと重複するが、

○遺ノノスルノコト (256・仁治本「遺」) ○弗ス陷ヲチ (523・仁治本「弗ス陷ヲチ」) ○過アヤマチをトカ (540・仁治本「過」)、○弗アマラセ甘カマ (565・

仁治本「弗甘」)

の異同例が認められる。

### 7、高野山宝寿院蔵古文孝経鎌倉後期点

高野山宝寿院蔵古文孝経は、鎌倉後期加点の資料と推定され、仏書訓読の特徴をも有するものであると言われる<sup>14</sup>。字訓の異同例は、先に比較したものと重複するものが主であるが、他に、

○不スズク盜スズク (117・仁治本「不スズク盜スズク」) ○弗スシカラ然シカセ (276・仁治本「不スズク然シカセ」) ○弗サレハ除ノソカラ (304・仁治本「不トモハ除ノソカラ」) ○謂イハ

(410・仁治本「謂」)

の如き例が認められる。

以上、仁治本古文孝経を中心として、鎌倉時代加点の古文孝経七点について主として字訓の異同例を取り上げて比較を試みたが、以上の比較の結果からは、次の如き点が指摘できる。

字訓の異同例の中には、京都大学図書館蔵御注孝経鎌倉初期点に認められる訓読と一救する訓が並記されたりして異同が認められるものが存するが、御注注文が、孔安国注に対して明確な異説を記す部分に対応する古文孝経の訓読は、孔安国注に従う訓読が行われる場合が多く、御注に依拠したと認められる訓読は、並記という形でさえ記入されていない場合が多い。

字訓の異同に関しては、孔安国注に注文が存しないか、又は、存しても異同例が共に孔安国注に依拠したものと判断することが許される場合や、御注孝経鎌倉初期点の訓読と一致する訓も、御注に注文がなく、即字的訓である場合が殆

どである。

古文孝経の訓読に関して、御注孝経の訓読が参照されたということを否定するものではないが、一々の異同例について、御注孝経の平安鎌倉時代における加點資料の現存が限られる現状で、孔安国注古文孝経と御注今文古経の訓読という本文そのものの性格に起因する訓読、即ち、博士家の家説を越えた部分に存在する異同例であるのか、又は、孔安国注の許容範囲内の古文孝経に関しての博士家間等の家説の異同に起因する訓読上の異同なのかを確定することは、現状では困難であると言わざるを得ない。<sup>16)</sup> 例えば、「陳」に対する「シク」・「ノブル」の二訓の内、前者は孔安国注に従ったものであるが、後者が御注孝経の訓読に確認され、御注孝経出自の訓であるとしても、それが家説を越えた部分で、各家共通に御注孝経の訓みと認識されていたものか、又、家説として或る博士家のみが御注出自の訓として保有していたものか、又は、御注孝経出自とは認識されず正文の即字訓と認められていたかは確定できないと考えられる。

#### 四、仁治本古文孝経の訓読における字訓について

仁治本古文孝経は、仁治二年（一二四一）の識語を有するもので、清原教隆の訓点を伝えたものであると言われる。<sup>16)</sup> 仁治本古文孝経の親本となつた古文孝経の書字加點の事情や、仁治本古文孝経の正文の用字については、奥書に詳しいところである。仁治本古文孝経は、巻首の序の一部が欠失しているが、序以下巻末奥書までを存し、仮名・ヲコト点(明経点)が加點されている。訓点は詳細であるが、異訓並記例は非常に稀で、異説を交えることが殆どない資料である。漢籍の訓読は、諸注を利用することが一般的で大きな比重をもっていたものと考えられるが、仁治本古文孝経の字訓を取り上げて、具体的には注釈書等を利用して、いかなる質の訓を訓読に用いたのかを検討しておきたい。

以下、右の仁治本古文孝経の序・奥書を除いた本文正文の字訓を対象として、考察を加えることとする。

○以<sup>テ</sup>訓<sup>ハシ</sup>天下<sup>ニ</sup> (64)



○ 馴シユンナル 狎訓シタル侮シタル褻シタル誅シタル誹シタル搆シタル玩シタル 己上同 (黒川本色葉字類抄中35ウ辞字)

○ 親シン 七人反シタル 昵周訓シタル威セキ威セキ類隣シタル 己上同 (前田家本色葉字類抄下72ウ人事)

○ 隨スイ シタル 從ジュン 遵ジュン 也 訓シタル 訟シタル 順シタル 率シタル 殉シタル 死シタル 徇シタル 物シタル 也 入シタル 師シタル 卒シタル 也 (以下四十一字略) (前田家本色葉字類抄下77ウ辞字)

○ 導ドウ シタル 擊相シタル 訓シタル 迪シタル 也 教シタル 損亡シタル 刃シタル 率近シタル 誘シタル 宣シタル 己上同 (黒川本色葉字類抄下65才辞字)

〈教〉

○ 令シム シタル 貞反シタル 使シタル 俾シタル 遣教シタル 垂造命シタル 己上同 (前田家本色葉字類抄下75ウ辞字)

の如くである。「訓」字は、「ヲシフ」の他、「ヨム」・「ナル」において第三位、「シタシ」・「シタガフ」・「ミチビク」において第四位に掲出されている。「教」字は「シム」の第五位に掲出されたものが認められる。三卷本色葉字類抄における一和語に対する掲出順位について、上位掲出のものが当時の常用漢字であろうと推定される漢字使用の立場から、「ヲシフ」に対する常用の漢字が「教」であったと仮定し、併せて「シム」における「教」字の掲出が第五位であるという状況を考えれば、漢字の使用という立場から翻って、漢字の訓読の問題については、「教」字の常用訓が「ヲシフ」であった可能性が浮び上ることになる。一方、三卷本色葉字類抄に従う限りにおいては、「訓」字について「教」字と和語「ヲシフ」との関係の如き漢字と訓との密接な関係は、右に引用した六語ともに存しないように判断される。三卷本色葉字類抄の用例と、仁治本古文孝経の訓読の実態とに關して、字訓の立場より、以上の仮定が成り立ち得るとすれば、仁治本古文孝経の訓読において、正文の漢字「訓」を訓読するに際して、孔安国注に従い、正文の用字を注文の注字「教」に置き換えて、その「教」字の常用訓を正文「訓」字に充当するという過程を訓読における思考過程と推定することができよう。

○刑ノトニ（於）四海ニ（120）

〈本文孔安国注〉刑ハ法也

○法。方反。子德反。則ニ程ノ鼻ノ規ノ圖也。摹ノ矩ノ已上ノトル。憲。六獻。徒故反。廣。多イ。珍反。卒。經ノ經ノ範ノ式。賞織反。軌ノ軌ノ。原正反。合ノ德ノ道ノ辟ノ臬ノ桑ノ常也。準。已上ノリ。伊反。黑川本色葉字類抄中

60 辞字)

の例では、正文「刑」字は、「ノトル」訓では三卷本色葉字類抄に掲出がなく、孔安国注の注文の注字「法」は第一位の掲出で認められる。

○詩ニ云、有ニ覺ニ徳一行一、四ノ國ノ順。シカフレト（318）

〈本文孔安国注〉覺ハ直也。言ハ先王、行ハ正一直ノ徳、〔則〕四方ノ之ノ衆ノ國、皆カ順一從ノ法一則（也）〔矣〕

○糺タ、シス。正ノ断ノ彈ノ君ノ弼ノ督ノ陝。或陝。云命。中十八ノ字ノ略。覺。（以下十七字略）（黒川本色葉字類抄中7才辞字）

右の例は、正文「覺」字の訓読に関して、孔安国注における「覺直也」の「a、b也」型の注と「言」以下の文単位で注された注との三者の関係を考慮せねばならぬと考えられる。右の場合は、正文「覺」字を注文「直」字を経て「正」字に置き換え、「正」字の常用訓をもって正文「覺」字に充当するという注文内での操作を含めた過程が想定される。文単位で注された注文の利用は、

○言フ弗ト文（622）

〈本文孔安国注〉不カ文一飾其辭（也）

○飾カサル賞粧。庄ノ莊ノ諫ノ裡ノ門ノ程ノ裝文。崇ノ兩ノ敷。已上ノ同。前田ノ家ノ本ノ色ノ葉ノ字ノ類ノ抄上103才辞字）

の如くで、正文「文」字の訓は、注文において「文飾」と熟合した形で示された「飾」字の常用訓を充当するという方法で定められたものと推定される。

以上の如き例から推定した、仁治本古文孝経における注文利用の訓読の字訓決定の方法について、三卷本色葉字類抄を援用して整理してみたものが以下の表である。先ず、仁治本古文孝経の正文一字に対する孔安国注の利用例を纏めたものが第一表である。最上段に通番号、第二段に仁治本古文孝経正文の用字、第三段に正文用字に対して充当された和訓について三卷本色葉字類抄を検索し、当該和語項目における正文用字の出現順位を、当該和語項目掲出総漢字数分の正文用字の出現順位という形で示し、第五段には孔安国注に用いられた注字を、第六段には、第四段に準じて孔安国注の注字の三卷本色葉字類抄における掲出順位を示したものである。

〈表一〉

6	5	4	3	2	1		
經 (239)	覺 (318)	陳 (264)	暨 (517)	將 (600)	章 (504)	正文	
ツネナリ	タヽシ	シク	オヨブ	オコナフ	アラハル	字訓	
3/12	29/46	11/14	3/21	5/17	43/45	色葉字類抄 掲出順位	
常	正	直	布	乃	行	注字	
1/12	2/46	19/46	2/14	1/21	1/17	7/45	色葉字類抄 掲出順位
文単位型注並用。 色葉字類抄「ツネ」・「ツネニ」。						備考	

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
當 (580)	醜 (415)	寡 (467)	蓋 (123)	衆 (468)	夫然 (309)	宅 (374)	訓 (64)	旨 (627)	具 (276)	光 (517)	毓 (420)	刑 (120)	則 (245)	資 (188)	敏 (76)
アタル	モロくニ	スクシナ	オホムネ	オホシ	カクノゴトシ	ヲリ	ヲシフ	ムマシ	ミナ	ミツ	マコトニ	ノトル	ノトル	トル	トシ
1/41	6/8	5/28	6/7	3/20	ナシ	15/23	5/24	2/2	13/13	18/41	46/54	ナシ	2/7	32/94	7/35
値	*	*	*	*	如是	居	教	美	皆	充	固	法	法	取	疾
20/41					1/11	1/23	1/24	1/2	1/13	4/41	5/54	1/7	1/7	1/94	1/35
	* 注文「群類也」。	* 注文「謂一人」。	注。 * 注文「稱事較之辭也」。同訓正文145・179・207行無	* 注文「謂千万人也」。	「ゴトシ」掲出。			上飲食。辭字、旨3/5美5/5。	同訓正文251 371無注。		正文左注「古猶字也」19/54。		同訓正文250 372行無性。	同訓正文189行無注。	



24	23
聿 (105)	嚴 (330)
ノブ	イツクシ
2/32	9/12
述	尊
	ナシ
5/32	
同訓正文 256・351・544行。	

第一表中、番号1より16までは、孔安国注に「a、b也」型の注で示されたもので、字訓に対す仁治本古文孝経正文の用字が、三巻本色葉字類抄において、孔安国注の注字よりも下位に掲載されたものである。1・11・12を除き、孔安国注の注字の三巻本色葉字類抄掲載の順位は、第一・二位を占める。

17は、二字の連合では三巻本色葉字類抄に登載はないが、注字「如」は「ゴトシ」に第一位で掲出されている。18より21までは、孔安国注が正文一字に対する注として、備考欄に示した如くの注を有するもので、孔安国注の側の和訓の対応関係が三巻本色葉字類抄において確認できないものである。22から24までの三条は、正文の用字が三巻本色葉字類抄に関する限り注文の注字よりも上位の掲出順位を有するもので、23は注字の掲載が認められない。三巻本色葉字類抄を援用して検討する限りにおいては、既述の正文用字に対する和訓の充当の方法についての例外は、22より24の三例とすることになる。

仁治本古文孝経における孔安国注に関しては、右の正文一字に対する注の型の他に、正文の文に対して、文単位で注を付すという型の注文が存する。先に掲げた仁治本古文孝経六二二行の「文」の例の如きものである。それについて整理したものが次表である。

表二

1		正文	字訓	色葉字類抄 掲出順位	注字	色葉字類抄 掲出順位	備考
察 (492)	アキラカナリ			8/75	明	1/75	

18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2

則 (390) 毓\* (345) 亡 (210) 遐 (613) 陳 (642) 孰 (492) 慄 (627) 忒 (401) 弗 (622) 毓 (79) 順 (318) 毓\* (546) 復 (84) 文 (622) 作 (313) 興 (210) 享 (310)

ノトル ヤシナフ ナシ トホシ ツラヌ タレカ タノシ タガフ ズ シタガフ シタガフ ゴトシ カヘル カサル オコル オク ウク

2/7 11/30 10/16 4/30 15/57 2/8 ナシ (越) 20/32 3/3 ナシ (毓) 11/11 6/23 11/14 5/17 2/8 29/30

法 育 無 遠 烈\* 誰 衆 差 不 從 從 猶 還 飾 起 起 饗

1/7 3/30 1/16 1/30 2/57 (列) 1/8 1/33 16/32 2/3 2/62 2/62 3/11 2/23 1/14 2/17 1/8 18/30

\* 正文左傍「今乍育」。

類例多し。

\* 三千院本作「列」

\* 「タノシム」

類例多し。

同訓正文600行。

\* 三千院本作「毓」。上欄注。

類例264行。

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	
威 (615)	忝 (210)	侮 (299)	終 (636)	和 (144)	悅 (462)	為 (650)	受 (87)	訓 (492)	理 (529)	遺 (210)	歡 (294)	慶 (125)	毀 (633)	享 (651)	
ヨミス	ハヅカシム	アナドル	ヲハル	ヤハラグ	ヨロコブ	ツクル	ウク	ヲシフ	ヲサマル	ワスル	ヨロコブ	ヨシ	ヤス	マツル	
ナシ	ナシ	ナシ	2/20	1/38	1/45	4/21	1/30	5/24	9/23*	2/17	6/45	57/86	7/11	ナシ	
善	辱	慢	竟	鞞	愆	立	粟	教	治	忘	悅	善	瘠	礼	
ナシ	ナシ	ナシ	17/20	6/38	44/45	ナシ	(裏) 3/30	1/24	2/23*	1/17	1/45	1/86	2/11	10/17	
「アナル」毎字2/17。 「忝辱ハツカシ」疊字アリ。			同訓例多し。					存疑。同訓正文30・307行無注。 262行「遺」 <sup>ノコス</sup> 。注文「遺忘」 <sup>ノコラス</sup> ト訓ム。 *「ヲサム」							

第二表1より25までは、仁治本古文孝経正文の用字が、孔安国注の注字に比べ三卷本色葉字類抄での掲出順位が下位に

位するもので、孔安国注の注字の掲出は、三巻本色葉字類抄において2の十八位、7・17の三位、11の十六位、19の十位、24の七位の六例を除き、当該和訓では、一・二位に掲出されている。26より30までは、仁治本古文孝経正文の用字が、孔安国注の注字よりも上位に掲出されたものである。このうち、26の注字「稟」は三巻本色葉字類抄において単字では当該「ウク」訓でのみ登載されたものである。この26より30までの五項目が、先の注文利用の正文訓読の過程における例外となる。31・32・33は、仁治本古文孝経正文の用字と孔安国注の注字と共に当該和訓では、三巻本色葉字類抄に登載されないもので、和訓と漢字との関係が三巻本色葉字類抄に関しては探り得ないものである。以上の正文に対する注文の文単位で注する型の場合は、注文において正文一字を一字で置き換える場合と、正文の用字と別字を付加して二字の熟合形で示される場合とが存する。又、正文の文型そのままの文型で字句の置き換えだけを行う文単位型の注文よりも、文型において、正文と注文とが完全には一致しないものが多いのであり、文単位で注する注文の和訓のレベルでの利用については考慮すべき点もあるものと考えられる。

以上、仁治本古文孝経の訓読において正文一字に対する注の利用例と、正文の文に対して文単位で注された注の利用例とを推定し、三巻本色葉字類抄との比較を試みたが、大旨、先に推定した正文漢字に対する注を利用した和訓の充当過程は是認されるものと考えられる。

仁治本古文孝経の訓読において、孔安国注の利用例と認められるものについての正文漢字の字訓に対して検討を進めてきたが、正文に対して孔安国注の注文が存しないもの、又は、文単位型の注などが存してはいるものの正文と同じ漢字を使用して注されているものの正文漢字の字訓の問題について触れておくこととする。仁治本古文孝経の訓読に際しては、孔安国注の他に、古文孝経述議などの注釈書が利用された形跡が認められ、逸書となった孝経の注釈書類が使用された可能性も否定できないが、例えば、以下に一端を掲げてみる。

① 敷 アケテ (92) 〈左傍「古揚字也」〉

② 厚 アツキこと (360)

③ 慢 アナトラ (113)

④ 溢 アフサ (136)

⑤ 敢 アヘて (110)

⑥ 甘 アマカラ (134)

⑦ 危 アヤウカラ (171)

⑧ 過 アヤ(マチ) (266)

⑨ 争 アラソフ (266)

右の如き例について、それぞれ三巻本色葉字類抄を検索すると、①は左傍注「揚」字で五十字掲載中第一位に、②は七字掲載中第一位(色葉字類抄は「原」に作る)、③は第二表に示した如く登載がなく、④は「アフル」で九字中第一位に、⑤は十五字中第一位に、⑥は三字中第一位に、⑦は九字中第一位に、⑧は「アヤマツ」で四十字中第六位に、⑨は、十字中第一位に各積字の掲出がある。孔安国注が存しないか、注文が存しても正文と同一用字の場合は、右の如くの三巻本色葉字類抄との対照から、正文の漢字をそのままその漢字の常用訓を充当して訓読した場合が多いという可能性が存するものと考えられる。

おわりに

以上、孝経を中心に、孝経諸注間の訓読の異同例を手懸りに、三種の有注孝経の訓読の様相と、孔安国注古文孝経諸本間の訓読の異同例の整理を字訓を中心として行い、具体的に注釈書を利用した訓読における字訓の問題を仁治本古文孝経を対象として、正文訓読における和訓の充当過程について考察して来たが、右の考察から、以下の点が判明したものと考えられる。

現存の鎌倉時代加点の有注孝経諸本の訓読において、鄭玄注孝経の訓読は、一般には行われることが少なかったものであろうと推測され、御注孝経・孔安国注古文孝経の訓読では、相互にその訓読を参照しつつ行われるものであったが、例えば、古文孝経の訓読においては、例外らしきものは存するものの基本的には、孔安国注に対する御注が明確な異説を記するものについては、単独で採ることはなく、少なくとも並記の形でこれを参照したものであると認められる。このような状況のなかで、仁治本古文孝経は、異訓の並記例が少なく、注文利用の訓読の点からは、御注に対して孔安国注に専ら依って行われた訓読が記されたものと認められる。但、正文に限らず、序文や孔安国注注文を含めてその訓読を考える場合、注釈活動に利用された注釈書等は、少なくとも古文孝経述議・孝経正義・孝経疏・古今集注孝経・經典釈文や切韻等の韻書・玉篇などが想定されるのであり、これらと古文孝経の訓読との有機的関係を説明せねばならない。

仁治本古文孝経において、正文漢字を注釈書等の注文を介して訓読する場合、正文の漢字を一度注文に従い注文の注字に置き換え、その注字の常用訓を以て正文の漢字を訓読したものと考えられる。本文に既存の正文に対する専用の孔安国注以外の注釈書について、その注文を正文等の訓読に利用する場合には同様の過程が推定される。現時点において、正文の訓読について特定の注釈書等を利用したものと推定できない箇所の正文漢字の訓読は、或は、注釈書等を利用せず訓読されたものではないかと考える可能性の高いものが多いが、その注釈書等を利用せず訓読されたものは、正文の漢字そのままの常用訓を充当するという形で行われたものであろうと推定される。

本稿は主として、正文の字訓を中心に検討したもので、正文全体の訓読を考えれば、音読や読添語・助字の訓法など

との緊張関係の上に字訓が与えられたものであり、音読箇所の出現理由や読添語の問題を考えねばならないし、正文のみではなく、経書の場合注文についても正文と同列に扱われて訓読の対象とされていたと認められる事から、注文の訓読の問題も考えねばならないと思われる。

注

- (1) 桃裕行『上代学制の研究』（昭和二十二年五月、目黒書店）
- (2) 言記、康治二年五月十四日条に「古今集注孝経」の書名が見える。
- (3) 小林芳規『平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究』（昭和四十二年三月、東京大学出版会）。
- (4) 注3文献。  
他に、「天〔之〕經〔也〕（91）」の訓読例などが正安四年点の中原家訓に対応する。
- (5) 注3文献。
- (6) 仁治本古文孝経には上欄に書入が存して「誦\*オ等古本ゴトシ」と読めるが、字体注だけの意味であるのか、誤写等の可能性はないのか考察の余地があるものと思われる。
- (7) 元徳二年点には更に、「述議曰訓／由爲従以生／爲出故言／孝道者乃／三徳之本／基教化所／従出也云」（上欄）の書入れが存する。
- (8) 御注の注文は、  
刊ハ法也（中略）當シ爲ム四表〔之〕所ニ法リ訓ル則ル（鎌倉初期点）  
とある。
- (9) 注3文献。
- (10) 注3文献。
- (11) 注3文献。
- (12) 注3文献。

(13) 注3文献。

(14) 注3文献。

(15) 例えば、古文孝経諸本間の異同例に、

遐トホクトモ不ニ謂カク〔矣〕(建治三年点)

遐トホクトモ不ニ謂カク〔矣〕(元徳二年点)

遐トホクトモ不レ謂カク〔矣〕(高野山宝寿院蔵鎌倉後期点)

遐トホクトモ不レ謂カク〔矣〕(仁治本613)

の如きものが存するが、孔安国注の訓読に、

遠トホクトモ〔乎〕不レ以テ善事〔也〕謂カク〔也〕(高野山宝寿院蔵鎌倉後期点)

と認められ、同一の注文に従いながら、注文の訓読が異なり、それが正文訓読に反映されたものとも考えられ、言語主体の

内在要因による異同例とも考えられるが、御注孝経鎌倉初期点では、正文を、

遐トホクトモ不レ謂カク〔矣〕(158)

と訓読しており、注文にも

雖イヘ離ニ左右カク不レ謂カク爲セ遠トホクトモ

とあり、御注孝経の訓読とも認められる。

(16) 注3文献。

(17) 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(昭和六十一年二月、東京大学出版会)

〔付記〕 本稿は、昭和六十一年度鎌倉時代語研究会夏期研究会において口頭発表した内容をもとに成稿したものである。小林芳規先生には、御指導・御叱正を賜り、又、資料の御便宜を戴いた。記して謹んで深謝申し上げる次第である。